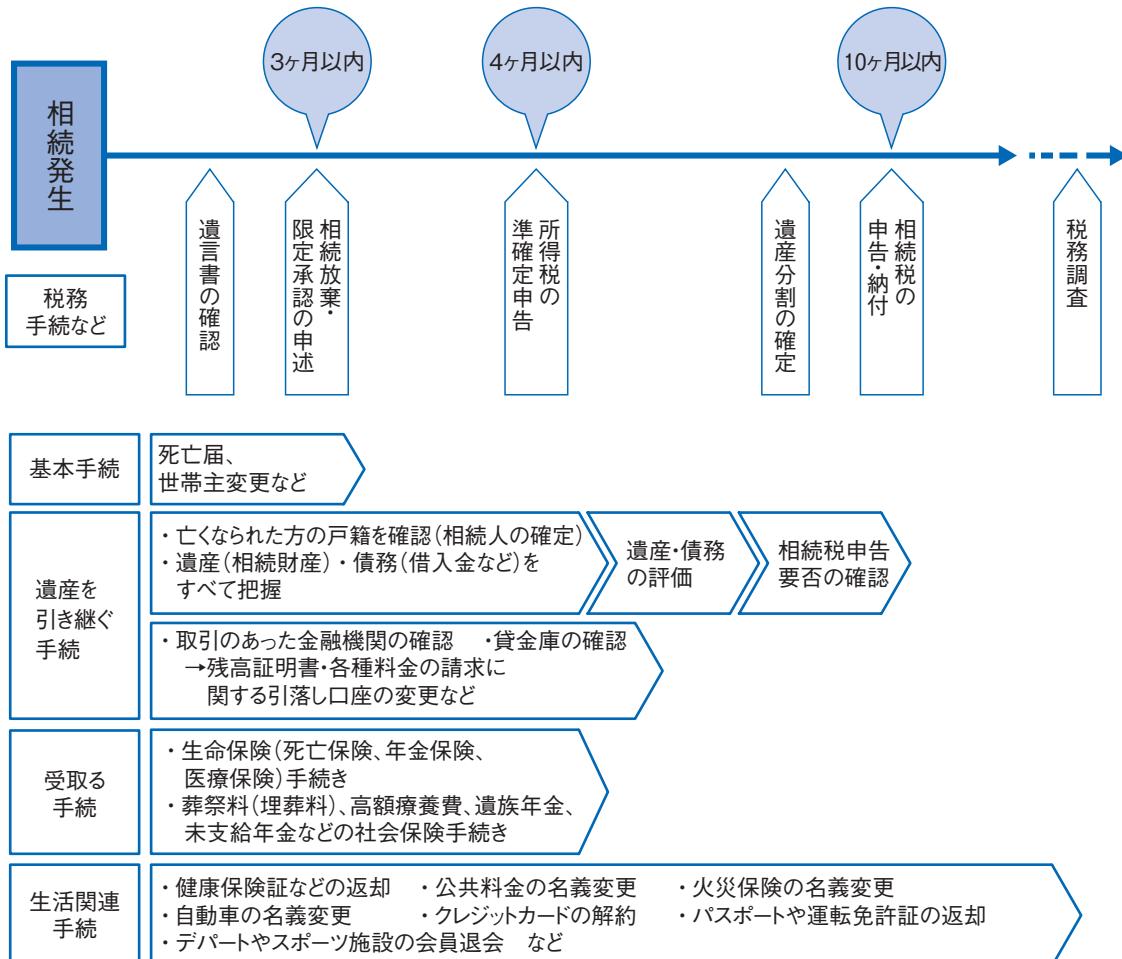


相続発生後にやるべきこと

POINT

- ①相続発生後には、税務申告だけでなく、生活に関連する諸手続など、やるべきことが数多くあります。
- ②期限に注意して手続きを進める必要があります。



1 相続発生直後に行う手続き（遺言書の確認）

遺言書の有無により、相続発生後の手続きが異なるため、まず遺言書の有無を確認します。

遺言書が「公正証書遺言」以外の場合、最初に家庭裁判所の「検認」手続を受ける必要があります（2020年7月10日以降、法務局における遺言書の保管等に関する法律に基づき保管される自筆証書遺言については不要です）。

2 相続財産の把握

被相続人の財産を洗い出し、財産の全体像を把握します。

金銭で価値を見積もることができる財産は、すべて相続税の対象です。

例えば、現預金だけでなく土地・借地権・建物（登記の有無にかかわらず）・自動車・家財・死亡保険金（被相続人＝被保険者＝保険料負担者である契約）なども相続税の対象となります。

相続発生後の諸手続きは大変で、その時になって初めて手続きに必要な書類などを探すのでは相続人の負担が大きくなります。いざという時に、相続人が困らない様に、財産の所在・貸金庫の存在（場所）は、前もって明らかにしておくといった工夫が必要でしょう。

また、税金の世界は「名義」ではなく「実態」に着目します。子ども名義や孫名義の預金であっても、実際の所有者が被相続人である場合には、被相続人の相続財産として相続税の対象となるので注意が必要です。

3 相続人の確定

不動産の相続登記の申請手続や被相続人名義の預金の払戻し手続の際は、相続人の範囲を確認するため被相続人の出生から死亡までの全ての戸籍や相続人全員の現在戸籍などの提出を手続きの都度求められます。

「法定相続情報証明制度」を利用する場合、相続人等は法務局（登記所）に必要書類を準備して申出をすることで、被相続人の法定相続人に関する情報が記載された認証文付きの「法定相続情報一覧図の写し」の交付を受けることができます。これを利用することで、各種相続手続を効率的に進めることができます。

4 相続発生から3ヶ月以内に行う手続き（相続放棄・限定承認の申述）

相続放棄または限定承認をしようとする相続人は、相続発生から3ヶ月以内に、家庭裁判所に一定の書類を提出する必要があります。

相続放棄、限定承認： P.287

5 相続発生から4ヶ月以内に行う手続き（所得税の準確定申告）

相続人は原則として、相続発生から4ヶ月以内に、被相続人のその年1月1日から亡くなった日までの所得について確定申告を行い、所得税を納付する必要があります。

準確定申告： P.287

6 遺産分割の確定

遺言書がない場合、相続人全員で遺産分割の協議を行い、合意が形成された場合には、遺産分割協議書を作成します。

遺言書がある場合、原則として、その遺言書どおりに遺産を相続します。

遺産分割を円滑に進めるために

相続税の申告期限までに遺産分割が確定していない場合には、小規模宅地等の特例および配偶者の税額軽減の特例などの適用を受けられず、高めの相続税をいったん納付することになります P.262。

したがって、相続税を申告する際には、遺産分割の話し合いにかける時間を十分に確保できるよう早めに手続きを開始することが大切です。

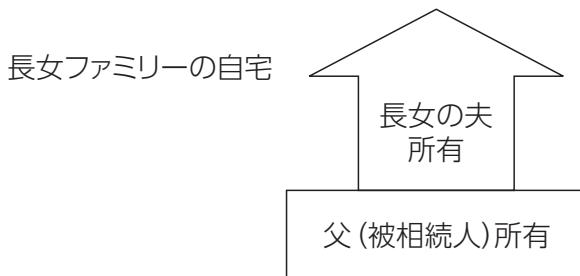
また、相続人が多いことなどにより、被相続人の生前に遺産分割協議が長期化することが予想される場合には、被相続人があらかじめ遺言書を作成しておいたり、生命保険を活用して財産の受取人を指定しておくことなどが有効です。

相続税の納税を意識した遺産分割を

例えば、父（被相続人）所有の土地に長女の自宅があるケース。長女（結婚して専業主婦）が、父の相続に際し「他のものはいらないから、自分の自宅が建っている敷地だけは欲しい」と主張したとします。

他の相続人も納得し、遺産分割協議書を作成しましたが、長女は自分の自宅敷地を相続するにあたり相続税を払う必要があること、自分には十分な預金も収入もないで相続税を払えないことを後になって知りました。この場合、長女の夫が代わりに相続税を納付すると、夫から長女に「贈与」があったものとして贈与税がかかることがあります。

遺産分割の際には、「あれが欲しい、これが欲しい」だけで決めるのではなく、相続税の納付も含めて総合的に検討することが大切です。



7 相続発生から10ヶ月以内に行う手続き（相続税の申告・納付）

相続税の課税価格が相続税の基礎控除額を超える場合には、相続または遺贈により財産を取得した者が、相続発生から10ヶ月以内に、被相続人の住所地を所轄する税務署に相続税申告書を提出し、相続税を納付する必要があります。

10ヶ月以内に相続税の申告、納付を行わないと無申告加算税や延滞税といったペナルティーがかかりますので、早めに、計画的に相続税の申告、納付の手続きを進めることが大切です。

相続税の課税価格、相続税の基礎控除額：[P.242](#)

8 その他生活関連手続きなど

上記税務手続のほか、相続発生後は死亡届の提出から始まり、健康保険・介護保険・公的年金等社会保険に関する手続き、その他公共料金の名義変更などの様々な手続きが必要です。

また、被相続人の預貯金、有価証券などを相続人が引き継ぐ手続きもあります。

これらの手続きには期限が設けられていたり、必要書類や必要な印鑑、手続方法が異なるなど複雑で、時間と労力を要します。

9 税務調査

相続税を申告した後、税務調査が行われる場合があります。

税務調査は相続税を申告してから1～2年後にやってくるケースが多いので、相続税を申告した際の関係書類は大切に保管しておいてください。

また、税務調査では、生前贈与や不動産売買などのお金の動きについて確認をされることもありますので、説明できるよう、記録・証拠を残しておくことも大切です。

配偶者が相続するとよい財産(配偶者の税額軽減の活用)

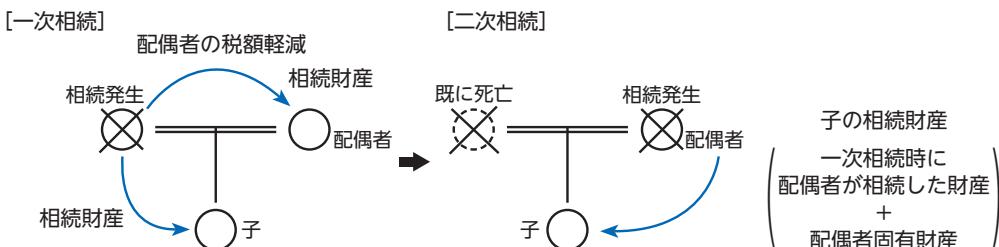
POINT

配偶者が相続する財産は、配偶者の希望や二次相続を考慮して決めることが大切です。

1 一次相続と二次相続の関係

一次相続で配偶者が相続した財産は、二次相続において配偶者の固有財産に合算されて相続税の対象となります。

したがって、配偶者が相続する財産は何がよいか、配偶者自身が多額の固有資産を有している場合はどのくらい財産を相続したらよいかなどについて、税金面から検討すること、そして何より配偶者の希望を考えて総合的に検討することが大切です。



2 配偶者の税額軽減

配偶者が相続した財産(課税価格)のうち、下記のいずれか大きい額までは「配偶者の税額軽減」により相続税が課税されません。

①配偶者の法定相続分相当額 ②1億6,000万円

3 二次相続税対策から見た一次相続で配偶者が「相続するとよい財産」

一次相続発生後、期間の経過とともに相続税評価額が下がる財産(自宅建物など)や、二次相続発生までに相続税対策をしやすい財産(生前贈与しやすい現金など)を配偶者が相続することが二次相続税対策となります。

4 配偶者はどのくらい財産を相続すべきか

配偶者自身が多額の固有資産を有している場合には、一次相続・二次相続合計で考えると、配偶者が財産を法定相続分まで相続しない方が税金面で有利になるケースもあります。

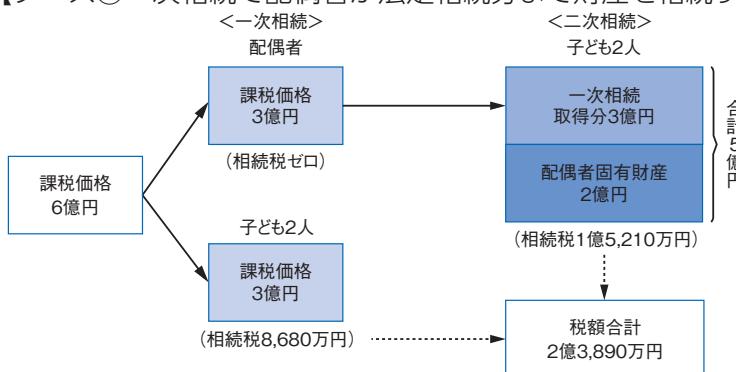
ケーススタディ

一次相続と二次相続(配偶者の固有財産が多額なケース)

【前提】

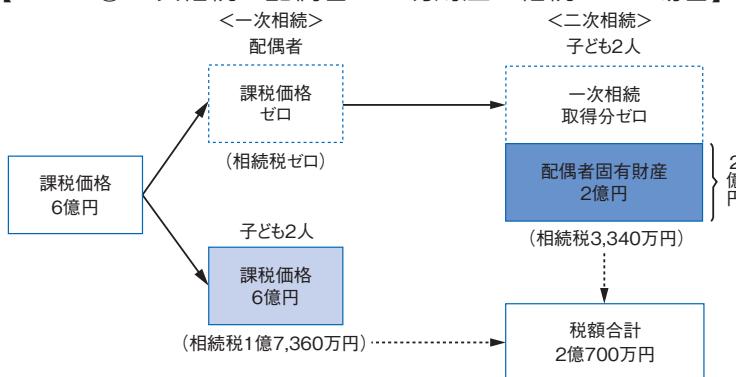
- ①一次相続における課税価格は6億円、配偶者の固有財産額は2億円
- ②法定相続人：配偶者と子ども2人の計3人
- ③配偶者が相続した財産・固有財産は、消費等せず、評価額も変わらない

【ケース①一次相続で配偶者が法定相続分まで財産を相続する場合】



●一次相続での税負担は少なくなりますが、二次相続での税負担が多くなります。

【ケース②一次相続で配偶者が一切財産を相続しない場合】



●一次相続での税負担は多くなりますが、二次相続での税負担が少なくなります。

●このケースでは、一次相続で配偶者が法定相続分まで財産を相続する場合に比べて、一次相続で配偶者が財産を相続しない、または相続分を減らすことで、一次・二次相続合計の税負担が少なくなります。

●配偶者は、生活に必要な資金を消費していきますので、それらも考慮する必要があります。

POINT

- ①相続税の納付方法は、相続人ごとに判断するので、各人の事情を考慮して検討すべきです。
- ②遺産分割や相続税の納付方法の選択は、相続税納付後における資産構成がどうなるかを念頭に置きながら検討することが重要です。

1 相続税の金銭一括納付による資産構成の偏り

相続税は、「金銭一括納付」が原則ですが、延納や物納、一定の金額まではクレジットカードでの納税といった選択肢もあります。事前に納付方法をよく検討せず、ひとまず現金全てをかけて相続税を納付した結果、残った資産がほとんど土地であった、というケースも見受けられます。

相続税納付後の資産構成まで考慮して、納付方法を検討することが重要です。

2 納付方法の検討

納付方法は、相続人ごとに判断するので、各人が相続した財産により、それぞれ納付方法を検討する必要があります。

例えば、不動産ばかり相続し相続税が多額である場合は、不動産を一部売却して金銭一括納付をするか、延納・物納かという選択になります。相続税納税のために、いざれば不動産を処分しなければいけないケースでは、生前に売却するか、相続発生後に売却するか、の検討も必要です。その際、不動産の売却可能性・売却予想額・売却利益(売却損)に関する所得税の取扱い・年々課される固定資産税なども含めて多方面から検討しましょう。

相続発生前に、将来の相続税納付後の資産構成を予測し、各相続人の事情を充分に考慮して納付方法を検討しておくことが大切です。

延納、物納: [P.264](#) [P.265](#)

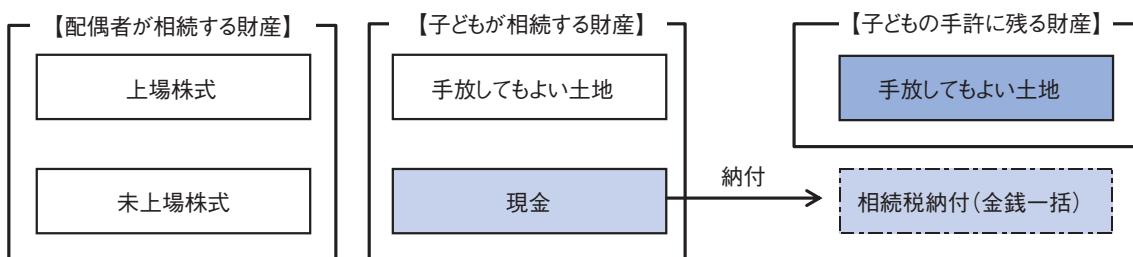
ケーススタディ

金融資産を手許に残して不要な土地を物納する

【前提】

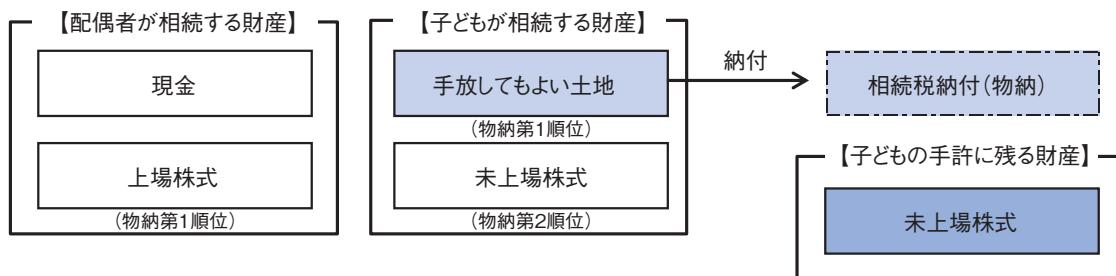
- ①相続人：配偶者と子どもの2人
- ②相続財産：「現金」、「上場株式」、「未上場株式」、「手放してもよい土地」
- ③相続人は現金を持っていない

【現金で納付するケース】



子どもが現金を相続した場合、その現金で相続税を納付することになります。結果、子どもの手許に残るのは「手放してもよい土地」となります。

【物納するケース】



子どもが「未上場株式」と「手放してもよい土地」を相続した場合、現金納付が困難であると認められ、かつ「手放してもよい土地」が物納適格財産の要件を満たすならば、この不要な土地を物納に充てることができます。結果、子どもの手許には「未上場株式」という金融資産が残ります。また、配偶者が相続した現金や上場株式を生前贈与で子どもに渡していくことにより、より多くの金融資産を子どもの手許に残すことができます。

土地の物納を考える場合は、その土地が物納要件を満たすか（隣地との境界線は確定しているかなど）事前のチェック・準備が必要です。

4

第6節 相続発生後の留意点

相続発生後の手続き

POINT

相続発生後には、死亡届の提出などの基本手続、相続税申告などの税務手続、その他公共料金の名義変更などの生活関連手続といった様々な手続きが必要です。

区分	手続	期限	窓口
基本手続	死亡届の提出	7日以内	区・市役所など
	死体火(埋)葬許可申請	7日以内	区・市役所など
	世帯主の変更	14日以内	区・市役所など
	国民健康保険(健康保険) 保険証の返却	14日以内 (5日以内)	区・市役所など(勤務先)
	国民健康保険の加入(勤務先の健康保険などの資格喪失をした方)	14日以内	区・市役所など
基本事項	相続人の確定 (戸籍謄本の取寄せ、法定相続情報証明制度の利用など)	すみやかに	本籍地の区・市役所、法務局など
	預貯金の調査	すみやかに	銀行など
	不動産の調査	すみやかに	法務局など
	遺言書の検認(※)・開封	すみやかに	家庭裁判所・法務局
	遺産分割協議	すみやかに	相続人全員
財産を引き継ぐ手続	預貯金の解約	遺産分割協議後	銀行など
	有価証券(株式・投資信託・債券)の名義変更・売却	遺産分割協議後	証券会社など
	不動産の相続登記	遺産分割協議後	法務局
	貸金庫の開扉・解約	すみやかに	銀行など
動産など	自動車の名義変更	遺産分割協議後	運輸支局または自動車検査登録事務所
	自動車保険の解約・名義変更	遺産分割協議後	保険会社
	会員権の名義変更	遺産分割協議後	ゴルフ場、リゾートクラブなど
住宅ローン	団体信用生命保険金の請求	3年以内	銀行など

※2020年7月10日以降、法務局における遺言書の保管等に関する法律に基づき保管される自筆証書遺言については不要ですが、保管の有無の確認が必要となります P.275。

区分	手続	期限	窓口
受取る手続	保険	死亡保険金の請求	3年以内(※)
		入院保険金の請求	3年以内(※)
		生命保険・損害保険の契約者の変更	遺産分割協議後
	社会保険	遺族年金の請求	5年以内
		未支給年金の請求	5年以内
		高額療養費の請求	2年以内
		埋葬料(葬祭費)の請求	2年以内
	勤務先	死亡退職金の受取り	すみやかに
	引き継ぐ手続	電気、ガス、水道などの公共料金の名義変更、引落し口座変更	すみやかに
		賃貸住宅の名義変更	不動産会社・家主・公団など
		電話の名義変更・加入権承継	契約している電話会社の窓口
生活関連	やめる手続	インターネットプロバイダの名義変更・解約	プロバイダ各社
		その他、料金引落し口座の変更・解約	銀行など
		クレジットカードの解約	カード会社
		各種会員の退会手続	所属会
		パスポートの返却	旅券事務所
		運転免許証の返却	警察署
	税金	所得税の準確定申告	4ヶ月以内
		相続税の申告	10ヶ月以内

※保険会社により異なります。

これらの様々な手続きには、期限が設けられていたり、必要書類や手続方法が異なるなど複雑で、時間と労力を要します。

相続税の税務調査

POINT

- ①相続税の税務調査は一般の家庭も対象となり、意図的に財産を隠すなどの悪質な場合に限られません。
- ②税務調査でトラブルとならないために、財産の名義人と所有者を一致させておくこと、生前贈与の証拠を残しておくことなどが大切です。

1 税務調査が行われる可能性について

一般的には、以下のような場合に税務調査が行われます。

- ①相続財産額が高額な場合
- ②相続財産の中に土地や自社株などの評価が難しいものや財産の把握が難しいものがある場合
- ③被相続人の生前の収入に比して相続財産が少額な場合
- ④相続人等の収入に比してその人の名義財産（金融資産）が多額な場合

2 税務調査で問題となりやすい事項

一般の家庭で最も多い調査項目は「家族名義の預金等」です。

家族の「名義」となっている預金等であっても、実際には被相続人がその所有者であるものは被相続人の財産であるとされ、相続税の対象となります。

3 税務調査でトラブルとならないためにやるべきこと

例えば、生前贈与で子どもや孫に財産を渡す場合は、次のことに留意することが大切です。

- ①贈与の事実を子どもや孫にしっかりと説明する（贈与者と受贈者の意思確認）
- ②子どもや孫名義の通帳は、子どもや孫自身が管理・所有する
- ③将来説明できるように贈与の証拠を残す
- ④贈与税がかかる場合は、受贈者が贈与税の申告・納付を行う、など

4 統計資料

国税庁が公表している相続税調査に関する実績は以下のとおりです。

(a) 相続税の調査事績

項目	事務年度	令和3事務年度
① 実地調査件数		6,317件
② 申告漏れ等の非違件数		5,532件
③ 非違割合 (②/①)		87.6%
④ 重加算税賦課件数		858件
⑤ 重加算税賦課割合 (④/②)		15.5%
⑥ 申告漏れ課税価格		2,230億円
⑦ ⑥のうち重加算税賦課対象		340億円
⑧ 実地調査 1件当たり	申告漏れ課税価格 (⑥/①)	3,530万円

※「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものです。

(b) 申告漏れ相続財産の金額の内訳



(出典：国税庁「令和3事務年度における相続税の調査等の状況」より抜粋)

令和3事務年度の相続税の税務調査件数(6,317件)のうち、申告漏れ等の件数は5,532件(約87.6%)であり、そのうち、重加算税(悪質な申告漏れ)が課された件数は858件(約15.5%)です。つまり、申告漏れを指摘されたケースの大部分は、意図的な財産隠しなどの悪質なものではなく、税務署側と納税者側との相続財産における認識の相違があったものと考えられます。

また、金融資産について申告漏れの指摘が多いのは、被相続人名義の金融資産について申告漏れがあったというよりも、「家族名義の金融資産」について、申告漏れの指摘を受けることが多いためと考えられます。

用語説明

1 相続放棄

相続放棄とは、プラスの財産も債務などのマイナスの財産も一切引き継がない手続きで、被相続人のプラスの財産より債務などのマイナスの財産が明らかに多い場合に有効です。手続きは、相続人各人で個別に行うことができます。

2 限定承認

限定承認とは、プラスの財産の範囲内で債務などのマイナスの財産を引き継ぐ手続きで、プラスの財産とマイナスの財産を比べ、どちらが多いか分からない場合に有効です。

ただし、限定承認をした場合には不動産などを時価で売却したと仮定して、売却利益に対する所得税等を納付する必要がありますので、限定承認するか否か、慎重な検討が必要です。

限定承認は相続人各人で個別に手続きをすることはできず、相続人全員で手続きを行う必要があります。

3 準確定申告

準確定申告とは、相続人等が被相続人の下記①・②の所得について行う確定申告のことです。相続発生から4ヶ月以内に申告・納付する必要があります。

- ①死亡した年分の所得（その年1月1日から死亡日までの間の所得）
- ②確定申告をしなければならない被相続人が、1月1日から確定申告期限（原則として3月15日）までの間に確定申告書を提出しないで死亡した場合は、死亡した年の前年分の所得

コラム column

所有者不明土地等の固定資産税にかかる対応措置

1 制度の趣旨

近年、人口減少や高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下、地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等により所有者不明土地が全国的に増加しています。

2016年の調査では、所有者不明土地の面積は約410万haと推計されており、今後、相続発生件数の増加が見込まれ、所有者不明土地の更なる増加が想定されることから、政府全体として所有者情報の円滑な把握、所有者不明土地の発生の防止、円滑な利活用の促進に取り組む措置が講じられました。

2 内容

固定資産税の賦課徴収について、所有者不明土地の増加により所有者の特定にかかる市町村の負担が大きくなっていることや、所有者が特定できない場合に課税ができず課税の公平性の観点から問題が生じていること等を背景に、固定資産税に関する措置が講じられています。

(1)現に所有している者の申告の制度化

登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、市町村長は条例によりその土地又は家屋を現に所有している者に対して固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができることとし、当該申告について、固定資産税における他の申告制度と同様に市町村の条例により10万円以下の過料を科す罰則が設けられました。本制度は、2020年4月1日以後の条例の施行の日以後に現所有者であることを知った者について適用されます。

(2)使用者を所有者とみなす制度の拡大

所有者不明の土地又は家屋について、市町村が一定の調査を尽くしてもなおその固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合には、その使用者に通知を行った上で、当該使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができることとされました。本制度は、2021年度以後の年度分の固定資産税について適用されます。

コラム column

図1 現に所有している者の申告の制度化

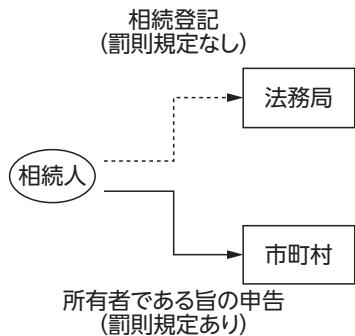


図2 使用者を所有者とみなす制度の拡大

